

令和 3 年度～令和 5 年度

第 9 回
松戸三中龍房会
定 時 総 会

松戸三中龍房会事務局
令和 3 年 6 月

一、うららにかすむ 春の日や
八重の桜を 仰ぎ一つ
ここ龍房に 集いたる
生命の泉 あふれたり



二、緑色濃き 大銀杏
炎熱汗を しほるとき
江戸川遠き 雲の峰
清和の心 持たんかな

三、白き露おく 破いらか
終日天は 高くして
岬の丘の 貝の花
明るいあすをここにみん

四、にわかに起る 北風や
氷雪肌を 通すとき
我が学び舎の 嶽として
若き決意を育まん

令和3年度～令和5年度
第9回

松戸三中龍房会 定時総会資料

議 案

第1号議案 平成30年度～令和2年度事業報告
並びに決算、監査報告

第2号議案 令和3年度～令和5年度役員の選任

第3号議案 令和3年度～令和5年度事業計画(案)
並びに収支予算(案)

第4号議案 会則の変更(案)

今回の定時総会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面(電子)表決方式といたします。
各議案について、「賛成」「反対」のいずれかに○をつけて返信してください。

龍房会会長 望月正一

松戸三中龍房会事務局

発 信 日 令和3年6月1日
表決書返信期限 令和3年6月15日

第1号議案

平成30年度～令和2年度 松戸三中龍房会事業報告

月 日	活 動 内 容
H30.4.25(水)	第9回運営会議
H30.5.12(土)	校長先生、教頭先生歓迎会「はな膳」15名参加
H30.5.17(木)	第10回運営会議
H30.6.9(土)	第8回定時総会 出席19名 午後1時より懇親会「庄や」出席12名
H30.7.13(金)	部活動壮行会応援 三中体育館 4名出席
H30.9.8(土)	体育祭、龍房会出店(飲み物の販売)
H30.9.25(火)	第1回運営会議
H30.11.11(日)	馬橋地区社協第14回ふれあい広場出店
H30.12.1(土)	三中PTAバザー参加シクラメン販売
H30.12.5(水)	忘年会 場所:「びわ亭」
H31.1.17(木)	第2回運営会議
H31.2.10(日)	馬橋地区社協健康フェスタ出店
H31.4.25(木)	第3回運営会議
R1.5.25(土)	体育祭、龍房会出店(飲み物の販売)
R1.6.14(金)	新旧教頭先生歓送迎会「はな膳」 15名参加
R1.7.12(金)	部活動壮行会応援 三中体育館 3名出席
R1.9.27(金)	第4回運営会議
R1.11.10(日)	「馬橋地区ふれあい広場 & 健康フェスタ」出店
R1.11.30(土)	三中PTAバザー参加シクラメン販売
R1.12.6(金)	忘年会 場所:「はな膳」
R2.2.16(金)	第5回運営会議
R2.4.17(金)	第6回運営会議は、新型コロナウイルスの影響で延期 新型コロナウイルスの影響で、ふれあい広場中止、シクラメン販売中止
R3.1.14(木)	第6回運営会議
R3.4.15(木)	第7回運営会議
R3.5.20(木)	第8回運営会議

第2号議案

令和3度～令和5年度 会長候補者（案）

役員選考委員会

委員長 大川 賢一

氏名 金沢 熱

その他 元松戸三中PTA会長・前松戸三中龍房会副会長

令和3年度～令和5年度 副会長、会計監査候補者（案）

役員選考委員会

委員長 大川 賢一

副会長 恩田忠治
副会長 大川 賢一
副会長 斎木幸枝

会計監査 飯嶋法子
会計監査 大網久子

令和3年度～令和5年度
松戸三中 龍房会 事業計画（案）

活動基本方針：三中龍房会に關係する人達の親睦、地域における協力等や三中の応援部隊としての活動を行う。

1、学校行事への協力

（卒業式、入学式、体育祭等）

2、収益事業

（シクラメン販売、体育祭時飲料水販売、ふれあい広場等でブース出店）

3、定例役員会の開催

（年3～5回）

4、その他、本会発展の為、必要とする事業

（※具体的な活動については、役員会の構成を経て計画し、実行する。）

第4号議案 会則の変更(案)

松戸市立第三中学校龍房会会則

下線部：変更箇所

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、松戸市立第三中学校龍房会と称し、事務局を同校内に置く。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦と地域における協力を図り、母校の発展に寄与する事を目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成する為に次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦促進事業。
- (2) 学校行事への参加協力事業。
- (3) その他、本会の目的を果たす為に必要な事業。

(運営の原則)

第4条 本会は、特定の個人、又は法人、その他団体の利益を目的としての事業を行わない。

(事業年度)

第5条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画、収支予算は、年度ごとの3ヶ年分を総会にかける。)

第2章 会 員

(会員の資格)

第6条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 本校卒業生、PTA（旧含む）、教職員（旧含む）、地区の有志など三中関係者の希望者。
- (2) 本校の中途転退学者で入会を希望し、会長がこれを認めた者。

(役員の種類)

第7条 本会には次の役員を置く。

- | | |
|----------|-------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名～5名 |
| (3) 会計 | 2名～5名 |
| (4) 会計監査 | 2名～3名 |
| (5) 書記 | 2名～5名 |
| (6) 監事 | 若干名 |
| (7) 幹事 | 若干名 |
| (8) 顧問 | 若干名 |
| (9) 参与 | 若干名 |

(役員の選任)

第8条 役員の選任は、別に定める役員選考規定により会員の中から選任する。(会長、副会長、会計監査は総会にはかり会員より選出する。その他の役員については、会長が委嘱する。)

(役員の任期)

第9条 役員の任期は3年とする。但し、再任は妨げない。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 本会の会議は、総会及び役員会議の2種類とし、総会は定時総会及び臨時総会とする。又、本会は3年ごとの6月末日迄に母校において定期総会を開き、規定の決議事項を行う。

(会議の構成)

第11条 総会の成立は、出席者をもって成立する。

2、役員会は、会長、副会長、会計、書記、幹事、参与及びPTA会長をもって構成し、会議の成立は、出席者をもって成立する。

(会議の議長)

第12条 会議の議長は、会長又は会長の指示した者がこれにあたる。

(総会の決議事項及び議決)

第13条 次の事項は、総会の議を経なければならない。

- (1) 事業報告及び会計報告の承認
- (2) 事業計画及び収支予算の決定並びに変更
- (3) 役員の選任
- (4) 会則の変更

2、総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会の決議事項)

第14条 役員会は次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 総会から委託された事項
- (3) その他業務執行に必要な事項

第4章 会 計

(収 支)

第15条 本会の資産は入会金会費、寄附金品及びその他の収支をもって構成する。本会の会費は、入会時 1,000 円を支払うことにより会員となる。尚、本会運営経費は原則的に会費をもってこれに充てる。

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2、会計処理は、毎年会計監査を受けて役員会に報告する。

付 則

- 1、平成10年11月29日施行
- 2、平成16年5月29日一部改正
- 3、平成18年6月3日一部改正
- 4、平成27年6月6日一部改正
- 5、令和3年6月1日一部改正